

運 営 規 程

社会福祉法人 村山福社会

伊奈平苑高齢者在宅サービスセンター

(指定通所介護事業所)

(第1号通所事業 通所型サービス)

伊奈平苑高齢者在宅サービスセンター
(指定通所介護事業所)
(第1号通所事業 通所型サービス)

運 営 規 程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人村山福祉会が開設する伊奈平苑高齢者在宅サービスセンター（以下「サービスセンター」という）が行う指定通所介護及び武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業（以下「武蔵村山市総合事業」という。）による通所型サービス（以下「指定通所介護等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、サービスセンターの生活相談員、看護職員及び介護職員、その他の従事者（以下「従事者」という）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定通所介護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 サービスセンターの従事者は、要介護者等の心身の特徴を踏まえて、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持、並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話及び機能訓練等の介護、その他必要な援助を行う。

2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努める。
3. 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止、ハラスメント防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、必要な措置を講じる。
4. 事業所は、誰であっても、誰からもハラスメントを受けない介護サービスの提供及び職場環境の整備のために必要な措置を講じる。
5. 事業の実施にあたっては、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、関係区市町村、地域包括支援センター、近隣の他の保健・医療又は福祉サービスを提供する者との綿密な連携を保ち、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 伊奈平苑高齢者在宅サービスセンター
- (2) 所在地 東京都武蔵村山市伊奈平6-14-2

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 サービスセンターに勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名〔常勤職員（兼務）〕

管理者は、サービスセンターの管理及び業務の管理を一元的に行う。

- | | | |
|------------|------------|------------|
| (2) 通所介護職員 | 生活相談員 1名以上 | } うち常勤1名以上 |
| | 介護職員 2名以上 | |
| | 看護職員 1名以上 | |

通所介護職員は、指定通所介護等の業務にあたる。

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るため適切な相談・援助等を行う。

介護職員及び看護職員は利用者の心身の状況等を的確に把握し、必要な日常生活上の介護や健康管理、その他必要な業務の提供にあたる。

- (3) 機能訓練指導員 1名以上

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。

- (4) 管理栄養士 1名以上

管理栄養士は、利用者毎の栄養状態を把握し、栄養改善や栄養状態の評価を行う。

- (5) 介助員 1名以上

利用者の送迎を行う。

- (6) 事務職員 1名（兼務）

通所介護事業者の補助的業務及び必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 サービスセンターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前8時20分から午後6時00分までとする。

（サービス提供時間帯及び利用定員）

第6条 サービスセンターのサービスを提供する時間帯及び利用者の定員は、次のとおりとする。

- (1) 1単位目 サービス提供時間帯 午前9時15分より午後4時30分まで

利用定員 40人

（指定通所介護等の提供方法、内容）

第7条 指定通所介護等の内容は、居宅サービス計画又は武蔵村山市総合事業による介護予防ケアマネジメント（以下「居宅サービス計画等」という。）に基づいて提供されるものとする。ただし、緊急を要する場合にあっては、居宅サービス計画等の作成前であってもサービスを利用できるものとし、次に掲げるサービスから利用者に必要なものを提供する。

- (1) 身体介護に関すること

日常生活動作能力の程度により、必要な支援及びサービスを提供し、排泄介助、移動・移乗の介助、養護、その他必要な身体介護を行う。

- (2) 入浴に関すること

家庭において入浴することが困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供し、衣類着脱の介護、身体の清拭、整髪、洗身、その他必要な入浴の介助を行う。

- (3) 食事に関すること

給食を希望する利用者に対して、必要な食事のサービスを提供し、食事の準備、配膳下膳の介助、食事摂取の介助、その他必要な食事の介助を行う。

(4) 機能訓練に関すること

体力や機能の低下を防ぐために必要な訓練及び日常生活に必要な基本的動作を獲得するための訓練を行う。

(5) 栄養改善に関すること

低栄養状態にある利用者に対して、栄養食事相談等の栄養改善サービスを行う。

(6) 口腔ケアに関すること

口腔機能の向上を目的とし、口腔清掃、摂取・嚥下機能に関する指導若しくはサービスの提供を行う。

(7) アクティビティ・サービスに関すること

利用者が、生きがいのある快適で豊かな日常生活を送ることができるよう、アクティビティ・サービスを実施する。これらの活動を通じて仲間づくり、老いや障害の受容、心身機能の維持向上、自信の回復や情緒安定を図る。

(8) 送迎に関すること

送迎を必要とする利用者に対し送迎サービスを提供する。送迎車両には従事者が添乗し必要な介護を行う。

(9) 相談・援助に関すること

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及び助言を行う。

(指定居宅介護支援事業所との連携等)

第8条 指定通所介護等の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者又は地域包括支援センター（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2. 利用者の生活状況の変化、サービスの利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者を担当する指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3. 正当な理由なく指定通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業の実施地域等を勘案し、利用希望者に対して指定通所介護等の提供が困難と認めた場合、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者と連携し、必要な措置を講ずる。

(通所介護計画等の作成等)

第9条 指定通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、通所介護計画等を作成する。また、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画等を作成する。

2. 通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した通所介護計画等は、遅滞なく利用者に交付する。

3. 利用者に対し、通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

(指定通所介護等の提供記録の記載)

第10条 従事者は、指定通所介護等を提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。また、当該指定通所介護等について、介護保険法第41条第6項、法第53条第4項又は法第115条の45の3第3項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画等に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

(指定通所介護等の利用料等及び支払いの方法)

第11条 指定通所介護等を提供した場合の利用料の額は、別紙料金表によるものとし、当該指定通所介護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に定める割合の額とする。

2. 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う送迎の交通費、指定通所介護等に通常要する時間を越えて指定通所介護等を提供する場合の利用料、食材料費、おむつ代、アクティビティ・サービスに係る諸経費については、別紙に掲げる費用を徴収する。
3. 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明したうえで、支払いに関する同意を得る。
4. 指定通所介護等の利用者は、事業所の定める期日に、別途契約書で指定する方法により納入することとする。

(通常の事業の実施地域)

第12条 通常の事業の実施地域は、武蔵村山市、東大和市、立川市、昭島市、瑞穂町とする。

(契約書の作成)

第13条 指定通所介護等の提供を開始するにあたって、この規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得たうえで署名（記名押印）を受けることとする。

(緊急時における対応方法)

第14条 従事者は、指定通所介護等を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

2. 利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡のうえその指示に従うものとする。

(非常災害対策)

第15条 消防法令に基づき、防火管理者（特養と兼任）を選任し、消火設備、非常放送設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるものとする。

2. 消防法令に基づき、非常災害等に対して具体的な消防計画等の防災計画をたて、職員及び利用者が参加する消火、通報及び避難の訓練を原則として少なくとも月1回は実施し、そのうち年2回以上は避難訓練を実施するものとする。

(事業継続計画の策定等)

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護等の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「事業継続計画」という。）を策定し、当該事業継続計画に従い必要な措置を講じる。

2. 事業所は、職員に対し、事業継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的

3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行う。

(衛生管理及び従事者等の健康管理等)

第17条 指定通所介護等に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

2. 指定通所介護等従事者に対し感染症等に関する基礎知識の習得に努めるとともに、年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(感染症対策)

第18条 事業所において、感染症や食中毒の発生又はまん延しないよう次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(以下、「感染症対策委員会」という。)(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね3月に1回開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を策定し、感染症対策委員会にて随時見直しを行う。

(3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第19条 利用者はサービスセンターでのサービス利用中、マナー及び秩序を保ち、相互の親睦に努める。

2. 利用者はサービスセンターの清潔、整頓、その他環境衛生の保持を心掛け、またサービスセンターに協力するものとする。

3. 利用者は、サービスセンター内で次の行為をしてはならない。

(1) けんか、口論等、他人に迷惑をかけること。

(2) 政治活動、宗教、習慣等により、自己の利益のために他人の自由を侵害したり、他人を排撃したりすること。

(3) 指定した場所以外で火気を用いること。

(4) サービスセンターの秩序、風紀を乱し、又は安全衛生を害すること。

(5) 故意又は無断で、サービスセンターもしくは備品に損害を与え、又はこれらをサービスセンター外に持ち出すこと。

4. 利用者が浴室及び機能訓練室等を利用する場合は、職員立会いのもとで使用する。

(相談・苦情対応)

第20条 事業所は、利用者からの相談、苦情等に対する窓口を設置し、指定通所介護等に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応する。

2. 事業所は、前項の苦情の内容等について記録し、その完結の日から2年間保存する。

(事故処理)

第21条 事業所は、サービス提供に際し、利用者に事故が発生した場合には、速やかに区市町村、介護支援専門員、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録し、その完結の日から

2年間保存する。

3. 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに賠償を行う。
4. 事業所は、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じる。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第22条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業者従事者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを保険者に通報するものとする。

(身体拘束等の原則禁止)

第23条 事業所は、指定通所介護及び武蔵村山市介護予防・日常生活支援総合事業の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2. 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(認知症介護にかかる基礎的な研修等)

第24条 事業所は、すべての職員（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定めるもの等の資格を有するものその他これに類するものを除く。）に対し、認知症介護にかかる基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じる。

(その他運営についての留意事項)

第25条 従事者の資質向上を図るため、研修の機会を次のとおり、設けるものとし、業務体制を整備する。

- | | |
|-----------|----------|
| (1) 採用時研修 | 採用後1ヶ月以内 |
| (2) 継続研修 | 年2回 |

2. 事業所は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。また、従事者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従事者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を雇用契約の内容に明記する。
3. 事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用決定調書、利用者負担金徴収簿、その他必要な帳簿を整備する。
4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人村山福社会とサービスセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。
令和 6年 4月 1日一部改正。

別表1（指定通所介護の利用料等）※通常規模型通所介護費

利用料	2時間以上 3時間未満	3時間以上 4時間未満	4時間以上 5時間未満	5時間以上 6時間未満
要介護1	2,659円	3,799円	3,984円	5,853円
要介護2	3,039円	4,344円	4,559円	6,911円
要介護3	3,440円	4,919円	5,155円	7,979円
要介護4	4,830円	5,473円	5,751円	9,037円
要介護5	4,220円	6,038円	6,336円	10,105円

*上記費用についての利用者の負担額は、各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額（1割、2割又は3割）になります。

利用料	6時間以上 7時間未満	7時間以上 8時間未満	8時間以上 9時間未満	
要介護1	5,997円	6,757円	6,870円	
要介護2	7,076円	7,979円	8,123円	
要介護3	8,174円	9,243円	9,397円	
要介護4	9,253円	10,506円	10,691円	
要介護5	10,352円	11,789円	11,995円	

*上記費用についての利用者の負担額は、各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額（1割、2割又は3割）になります。

入浴介助加算（Ⅰ）	加算	410円/日
入浴介助加算（Ⅱ）	加算	564円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）イ	加算	575円/日
個別機能訓練加算（Ⅰ）ロ	加算	780円/日
個別機能訓練加算（Ⅱ）	加算	205円/日
認知症加算（対象者のみ）	加算	616円/日
中重度者ケア体制加算	加算	462円/日
ADL維持等加算（Ⅰ）	加算	308円/月
ADL維持等加算（Ⅱ）	加算	616円/月
栄養改善加算	加算	2,054円/月2回を限度
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）	加算	205円/回
口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）	加算	51円/回
口腔機能向上加算（Ⅰ）	加算	1,540円/月2回を限度
口腔機能向上加算（Ⅱ）	加算	1,643円/月2回を限度
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	加算	225円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	加算	184円/日
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	加算	61円/日
科学的介護推進体制加算	加算	410円/月
事業所が送迎を行わない場合	減額	▲482円 片道につき

食費	740円
教養娯楽費	実費相当（行事・趣味活動等に参加された場合のみ）
通常の実施地域を越える交通費	実費相当
その他	おむつ代（尿とりパット1枚50円、リハビリパンツ1枚100円） ガーゼ代（50円） 歯ブラシ代（初回のみケース付150円、歯ブラシのみ100円） 口座引き落とし手数料（100円）
キャンセル料	ご利用者のご都合によりサービスを中止した場合 740円 ※ご利用日の前日までにご連絡いただいた場合は、キャンセル料はありません。

（令和6年5月まで）

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	（所定単位数にサービス別加算率（5.9%）を乗じた単位数により算出した金額）
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	（所定単位数にサービス別加算率（4.3%）を乗じた単位数により算出した金額）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	（所定単位数にサービス別加算率（1.2%）を乗じた単位数により算出した金額）
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	（所定単位数にサービス別加算率（1.0%）を乗じた単位数により算出した金額）
介護職員等ベースアップ等支援加算	（所定単位数にサービス別加算率（1.1%）を乗じた単位数により算出した金額）
*上記費用についての利用者の負担額は、各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額（1割、2割又は3割）になります。	

（令和6年6月より）

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	（所定単位数にサービス別加算率（9.2%）を乗じた単位数により算出した金額）
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	（所定単位数にサービス別加算率（9.0%）を乗じた単位数により算出した金額）
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	（所定単位数にサービス別加算率（8.0%）を乗じた単位数により算出した金額）
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	（所定単位数にサービス別加算率（6.4%）を乗じた単位数により算出した金額）
*上記費用についての利用者の負担額は、各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額（1割、2割又は3割）になります。	

(総合事業 通所型サービスの利用料等)

第1号通所事業対象者	月額 18,465円
要支援1	月額 18,465円
要支援2	月額 37,187円
<選択的サービス>	
運動器機能向上加算	加算月額 2,310円
若年性認知症利用者受入加算	加算月額 2,464円
栄養アセスメント加算	加算月額 513円
栄養改善加算	加算月額 2,054円
口腔機能向上加算 (I)	加算月額 1,540円
口腔機能向上加算 (II)	加算月額 1,643円
生活機能向上グループ活動加算	加算月額 1,027円
選択的サービス複数実施加算 (I)	加算月額 4,929円
選択的サービス複数実施加算 (II)	加算月額 7,189円
事業所評価加算	加算月額 1,232円
サービス提供体制強化加算 (I)	加算月額 (事業対象者・要支援1) 903円
	加算月額 (事業対象者・要支援2) 1,807円
サービス提供体制強化加算 (II)	加算月額 (事業対象者・要支援1) 739円
	加算月額 (事業対象者・要支援2) 1,478円
サービス提供体制強化加算 (III)	加算月額 (事業対象者・要支援1) 246円
	加算月額 (事業対象者・要支援2) 492円

食費	740円
教養娯楽費	実費相当 (行事・趣味活動等に参加された場合のみ)
通常の実施地域を越える交通費	実費相当
その他	おむつ代 (尿とりパット1枚50円、リハビリパンツ1枚100円) ガーゼ代 (50円) 歯ブラシ代 (初回のみケース付150円、歯ブラシのみ100円) 口座引き落とし手数料 (100円)
キャンセル料	ご利用者のご都合によりサービスを中止した場合 740円 ※ご利用日の前日までにご連絡いただいた場合は、キャンセル料はありません。

(令和6年5月まで)

介護職員処遇改善加算 (I)	(所定単位数にサービス別加算率5.9%を乗じた単位数により算出した金額)
介護職員処遇改善加算 (II)	(所定単位数にサービス別加算率4.3%を乗じた単位数により算出した金額)
介護職員等特定処遇改善加算 (I)	(所定単位数にサービス別加算率 (1.2%) を乗じた単位数により算出した金額)
介護職員等特定処遇改善加算 (II)	(所定単位数にサービス別加算率 (1.0%) を乗じた単位数により算出した金額)
介護職員等ベースアップ等支援加算	(所定単位数にサービス別加算率 (1.1%) を乗じた単位数により算出した金額)
* 上記費用についての利用者の負担額は、各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額 (1割、2割又は3割) になります。	

_(令和6年6月より)

介護職員等処遇改善加算Ⅰ	(所定単位数にサービス別加算率(9.2%)を乗じた単位数により算出した金額)
介護職員等処遇改善加算Ⅱ	(所定単位数にサービス別加算率(9.0%)を乗じた単位数により算出した金額)
介護職員等処遇改善加算Ⅲ	(所定単位数にサービス別加算率(8.0%)を乗じた単位数により算出した金額)
介護職員等処遇改善加算Ⅳ	(所定単位数にサービス別加算率(6.4%)を乗じた単位数により算出した金額)
* 上記費用についての利用者の負担額は、各利用者の介護保険負担割合証の負担割合に応じた額(1割、2割又は3割)になります。	